



令和8年4月28日

担当課	障害者支援課
担当者	大久保
電話	(073) 435-1360
内線	5130

障害福祉サービス事業所に対する行政処分について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の規定に基づき、次の通り行政処分を行いました。

当該処分については、令和8年4月28日に対象法人あてに通知しました。

1 対象法人

- (1) 法人名 合同会社サンオリエント
- (2) 代表者 代表社員 仁村 尋城
- (3) 所在地 和歌山市太田4丁目5-13

2 対象事業所

- (1) 事業所名 シェアライフえいと
- (2) 事業名 共同生活援助
- (3) 指定年月日 令和3年6月1日

3 行政処分の内容及び期間

- (1) 処分決定日 令和8年4月28日
- (2) 内容 指定の一部の効力の停止（新規利用者の受入停止）
期間 令和8年5月1日から令和8年10月31日までの6か月間
- (3) 内容 報酬支払額の7割への制限（3割の減算）
期間 令和8年5月1日から令和8年7月31日までの3か月間

4 行政処分に至った経緯

令和7年8月1日に、共同生活援助事業所「シェアライフえいと」を運営する合同会社サンオリエントから、当該共同生活援助事業所の管理者が、令和6年8月頃から令和7年7月までの間、管理していた利用者の金銭を横領していたとの報告があった。本市調査の結果、利用者5名の金銭およそ165万円を私的に使用していた事実が確認されたため、障害者に対する経済的虐待と認定。併せて、該当事業所を運営する合同会社サンオリエントへの行政処分を行うものである。

5 行政処分の理由

(1) 人格尊重義務違反

事業所の管理者による利用者に対する虐待は、障害者総合支援法第42条第3項に反するため、同法第50条第1項第3号に基づき処分する。

(2) 関係法令違反

事業所の管理者による利用者に対する虐待は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第3条に反するため、障害者総合支援法第50条第1項第10号に基づき処分する。